

令和5年10月27日  
消防局総務部職員課

## 職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 職 員 消防局 係長 (60代)

2 処分の内容 懲戒免職

3 処分事由

当該職員は、令和5年10月20日(金)、前夜の飲酒によるアルコールが残った状態で自家用車を運転し、11時15分頃、中央区内を走行中、警察から呼び止められ、呼気検査の結果、呼気1リットル当たり0.2ミリigramのアルコールが検出され、酒気帯び運転の容疑で検挙されたもの。

4 管理監督者の処分

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属の消防署長、課長に対し「口頭訓戒」、また、職員の服務規律を図るべき立場にある管理監督者として指導監督が不十分であったとして、消防局長に対して「口頭訓戒」を行った。

**【問い合わせ先】**

職員課長 (久恒)、人事係長 (後藤)

電話 092-725-6530 (内線 6530)